

○総務省令第 号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第二項、第十条第四項及び第五項、第十一条第三項及び第五項、第十六条第三項、第十七条第三項並びに第十八条の二第一項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(高引火点危険物の製造所の特例) 第十三条の六 「略」 〔2 略〕 3 第一項の製造所のうち、その位置及び構造が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第九条第一項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十八号及び第十九号並びに第十三条の三第二項第二号において準用する第二十二条第二項第二号の規定は、適用しない。 一 製造所の位置は、次に掲げる建築物等から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に、それぞれ当該建築物等について定める距離を保つこと。ただし、イからハまでに掲げる建築物等について、不燃材料で造った防火上有効な塀を設けること等により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村長等が定めた距離を当該距離とすることができる。 〔イ〜ハ 略〕 ニ 第十二条第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上。ただし、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、告示で定める要件を満たす距離とする。 二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、三メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、第十三条の規定の例により、防火上有効な措置として同条第一項第一号又は第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。この場合において、同条中「製造所又は一般取扱所」とあるのは「第十三条の六第一項の製造所」と、「令第九条第一項第二号の表」とあるのは「第十三条の六第三項第二号」とする。 〔三・四 略〕 五 危険物を取り扱う建築物の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 (特定屋内貯蔵所の特例) 第十六条の二三 「略」 2 前項の屋内貯蔵所（次項に定めるものを除く。）のうち、その貯蔵倉庫が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号及び第五号から第八号までの規定	(高引火点危険物の製造所の特例) 第十三条の六 「同上」 〔2 同上〕 3 「同上」 一 「同上」 〔イ〜ハ 同上〕 ニ 第十二条第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上 二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に三メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、第十三条に定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けた場合は、この限りでない。 〔三・四 同上〕 五 危険物を取り扱う建築物の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 (特定屋内貯蔵所の特例) 第十六条の二三 「同上」 2 「同上」

は、適用しない。 一 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第十四条（第二項第三号及び第三項に係る部分に限る。）の規定の例により、防火上有効な措置として同条第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。この場合において、同条中「同号の表」とあり、及び「令第十条第一項第二号の表」とあるのは、「第十六条の二の三第二項第一号の表」とする。 〔表略〕 〔二〃五 略〕 〔3 略〕 （高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例） 第十六条の二の四 〔略〕 2 前項の屋内貯蔵所（次項に定めるものを除く。）のうち、その位置及び構造が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号、第七号から第九号まで及び第十四号の規定は、適用しない。 〔一 略〕 二 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第十四条（第二項第三号及び第三項に係る部分に限る。）の規定の例により、防火上有効な措置として同条第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。この場合において、同条中「同号の表」とあり、及び「令第十条第一項第二号の表」とあるのは、「第十六条の二の四第二項第二号の表」とする。 〔表略〕 〔三・四 略〕 五 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 〔3 略〕 （高引火点危険物の平家建て以外の屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の五 〔略〕 〔2 略〕 （高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例） 第二十二条の二の三 〔略〕 〔2 略〕	
一 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 〔表同上〕 〔二〃五 同上〕 〔3 同上〕 （高引火点危険物の平家建ての屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の四 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一 同上〕 二 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 〔表同上〕 〔三・四 同上〕 五 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 〔3 同上〕 （高引火点危険物の平家建て以外の屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の五 〔同上〕 〔2 同上〕 （高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例） 第二十二条の二の三 〔同上〕 〔2 同上〕	一 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 〔表同上〕 〔二〃五 同上〕 〔3 同上〕 （高引火点危険物の平家建ての屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の四 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一 同上〕 二 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 〔表同上〕 〔三・四 同上〕 五 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 〔3 同上〕 （高引火点危険物の平家建て以外の屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の五 〔同上〕 〔2 同上〕 （高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例） 第二十二条の二の三 〔同上〕 〔2 同上〕

3 第一項の屋外タンク貯蔵所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十一条第一項第一号から第二号まで（同条第二項においてこれらの規定の例による場合を含む。）<u>同条第一項第五号（支柱に係る部分に限る。）並びに同項第十号の二、第十四号及び第十五号（同条第二項においてこれらの規定の例による場合を含む。）の規定は、適用しない。</u> 〔一 略〕 二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第十五条（第二項第一号を除き、第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクに係る部分に限る。）の規定の例により、防火上有効な措置として第十五条第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。この場合において、同条中「令第十一条第一項第二号の表」とあるのは、「第二十二条の二の第三項第二号の表」とする。 第三項第二号の表」とする。	3 第一項の屋外タンク貯蔵所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十一条第一項第一号から第二号まで（同条第二項においてその例による場合を含む。）<u>並びに同条第一項第五号（支柱に係る部分に限る。）並びに同項第十号の二、第十四号及び第十五号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定は、適用しない。</u> 〔一 同上〕 二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。
〔表略〕 三 屋外貯蔵タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。ただし、一の防油堤内に設置する屋外貯蔵タンクの全てが、第一項に定める屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクである場合にあっては、支柱を不燃材料で造ることができる。 四 屋外貯蔵タンクのポンプ設備（令第十一条第一項第十号の二のポンプ設備をいう。以下この条において同じ。）は、同号（イ、へ及びトを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例によるほか、次によること。 〔イ・ロ 略〕 ハ ポンプ室の延焼のおそれのある外壁に設ける窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 〔五 略〕 六 第二十二条第二項第一号から第三号まで及び第九号から第十六号までの規定は、前号の防油堤の技術上の基準について準用する。この場合において、同項第一号中「百十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。 （岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例） 第二十二条の三 〔略〕	〔表同上〕 三 屋外貯蔵タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。ただし、一の防油堤内に設置する屋外貯蔵タンクのすべてが、第一項に定める屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクである場合にあっては、支柱を不燃材料で造ることができる。 四 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 ハ ポンプ室の延焼のおそれのある外壁に設ける窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。 〔五 同上〕 六 第二十二条第二項第一号から第三号まで及び第九号から第十六号までの規定は、前号の防油堤の技術上の基準について準用する。この場合において、同項第一号中「百十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。 （岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例） 第二十二条の三 〔同上〕
3 前項に定めるもののほか、前条第一号の屋外タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。 〔一〇七 略〕	3 〔同上〕 〔一〇七 同上〕

八 危険物を取り扱う配管、管継手及び弁（以下「配管等」という。）の構造は、<u>第二十八条の五</u>（<u>第二項第五号</u>に係る部分を除く。）に規定する移送取扱所の配管等の構造の例によるものであること。 〔九 略〕 （高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例） <u>第二十四条の十二</u> 〔略〕 2 前項の屋外貯蔵所のうち、その位置が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、<u>令第十六条第一項第一号及び第四号の規定は、適用しない。</u> 〔一 略〕 二 柵等の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 ただし、<u>第十六条（第二項第二号及び第三項に係る部分に限る。）の規定の例により、防火上有効な措置として同条第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。</u>この場合において、同条中「<u>同項第四号の表</u>」とあり、及び「<u>令第十六条第一項第四号の表</u>」とあるのは、「<u>第二十四条の十二第二項第二号の表</u>」とする。 〔表略〕 （圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例） <u>第二十七条の五</u> 〔略〕 〔2 略〕 3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一萬リットル（メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置に接続する場合には、三萬リットル）以下の<u>第二十五条に規定するタンク</u>（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法<u>第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。</u> 〔4 略〕 5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、<u>第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。</u>この場合において、<u>第二十七条の三第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装</u>			八 危険物を取り扱う配管、管継手及び弁の構造は、<u>令第十八条の二に掲げる移送取扱所の配管等</u>の例によるものであること。 〔九 同上〕 （高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例） <u>第二十四条の十二</u> 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一 同上〕 二 <u>令第十六条第一項第三号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。</u>
〔4 同上〕 〔同上〕 5	〔2 同上〕 3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一萬リットル以下の<u>第二十五条で定めるタンク</u>（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法<u>第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。</u>	〔表同上〕 （圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例） <u>第二十七条の五</u> 〔同上〕 〔2 同上〕 3	〔同上〕 二

置」とする。 〔一 略〕 二 危険物から水素を製造するための改質装置の位置、構造及び設備の基準は、令第九条第一項第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十一号及び第二十二号の規定の例によるほか、次のとおりとすること。 〔イ 略〕 ロ 改質原料又は水素（メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置にあつては、メチルシクロヘキサン、水素又はトルエン）が漏えいした場合に危険物から水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。 〔ハ 略〕 ニ 危険物から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の十倍（メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置にあつては、百五十倍）未満であること。 〔三 略〕 〔6・7 略〕 （材料） 第二十八条の四 配管等の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。 （配管等の構造） 第二十八条の五 〔略〕 2 配管は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。 〔一 略〕 二 配管の内圧によつて生ずる当該配管の円周方向応力度が当該配管の規格最小降伏点（配管の材料の規格に最小降伏点の定めがないものにあつては、材料試験成績等により保証される降伏点とする。ただし、当該降伏点が、当該材料の規格に定める引張強さの最小の値に〇・六を乗じた値を超える場合にあつては、当該値とする。以下この条において同じ。）の四十パーセント以下であること。 三 主荷重と従荷重の組合せによつて生ずる配管の円周方向応力度、軸方向応力度及び管軸に垂直方向のせん断応力度を合成した応力度が当該配管の規格最小降伏点の九十パーセント以下であること。 〔四 略〕 五 配管の最小厚さは、告示で定める基準に適合するものであること。ただし、次のいずれかに	〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 改質原料及び水素が漏えいした場合に危険物から水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。 〔ハ 同上〕 ニ 危険物から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の十倍未満であること。 〔三 同上〕 〔6・7 同上〕 （材料） 第二十八条の四 配管、管継手及び弁（以下「配管等」という。）の材料は、告示で定める規格に適合するものでなければならない。ただし、配管の設置場所の状況等からこれによることが困難であると認められる場合は、これと同等以上の機械的性質を有するものとすることができる。 （配管等の構造） 第二十八条の五 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一 同上〕 二 配管の内圧によつて生じる当該配管の円周方向応力度が当該配管の規格最小降伏点（配管の材料の規格に最小降伏点の定めがないものにあつては、材料試験成績等により保証される降伏点とする。ただし、当該降伏点が、当該材料の規格に定める引張強さの最小の値に〇・六を乗じた値を超える場合にあつては、当該値とする。以下この条において同じ。）の四十パーセント以下であること。 三 主荷重と従荷重の組合せによつて生じる配管の円周方向応力度、軸方向応力度及び管軸に垂直方向のせん断応力度を合成した応力度が当該配管の規格最小降伏点の九十パーセント以下であること。 〔四 同上〕 五 配管の最小厚さは、告示で定める基準に適合するものであること。ただし、告示で定める方
--	--

該当する配管については、この限りでない。

イ 告示で定める方法により破損試験を行ったとき破損しないもの

ロ 移送基地（ポンプにより配管に危険物を送り出し、又は配管から危険物を受け入れる場所をいう。以下同じ。）の存する敷地と同一の敷地内の地上に設置し、又は地下に埋設するもの

〔3・4 略〕

（地上設置）

第二十八条の十六 〔略〕

〔一 略〕

二 配管（移送基地の構内に設置されるものを除く。）は、住宅、学校、病院、鉄道その他の告示で定める施設に対し告示で定める水平距離を有すること。

三 配管（移送基地の構内に設置されるものを除く。）の両側には、当該配管に係る最大常用圧力に応じ、次の表に掲げる幅（工業専用地域に設置する配管にあつては、その三分の一）の空地を保有すること。ただし、保安上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

〔表略〕

〔四〇七 略〕

（受験資格）

第五十三条の三 法第十三条の三第四項第一号の総務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学、高等専門学校、専修学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者

二 学校教育法による大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、専修学校にあつては専

法により破損試験を行ったとき破損しないものは、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

〔3・4 同上〕

（地上設置）

第二十八条の十六 〔同上〕

〔一 同上〕

二 配管（移送基地（ポンプにより危険物を送り出し、又は受け入れを行う場所をいう。以下同じ。）の構内に設置されるものを除く。）は、住宅、学校、病院、鉄道その他の告示で定める施設に対し告示で定める水平距離を有すること。

三 配管（移送基地の構内に設置されるものを除く。）の両側には、当該配管に係る最大常用圧力に応じ、次の表に掲げる幅（工業専用地域に設置する配管にあつては、その三分の一）の空地を保有すること。ただし、保安上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

〔表同上〕

〔四〇七 同上〕

（受験資格）

第五十三条の三 〔同上〕

一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第三百二十二条に規定する専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）若しくは専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）による単位又は

修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による単位を通算して十五単位以上修得した者 三 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校の専攻科その他消防庁長官が定める学校において化学に関する授業科目を、講義については十五時間、演習については三十時間、実験、実習及び実技については四十五時間の授業をもつてそれぞれ一単位として十五単位以上修得した者 〔四〇六 略〕	専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を 通算して十五単位以上修得した者 三 学校教育法による大学又は高等専門学校の専攻科その他消防庁長官が定める学校において化学に関する授業科目を、講義については十五時間、演習については三十時間並びに実験、実習及び実技については四十五時間の授業をもつてそれぞれ一単位として十五単位以上修得した者 〔四〇六 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（甲種危険物取扱者試験の受験資格に関する経過措置）

2 この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第五十三条の三（専修学校の専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に専修学校の専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る甲種危険物取扱者試験の受験資格については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。